

教育委員会会議録

平成26年4月14日(月) 午後1時00分 開会

午後1時53分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

豊島半七委員長、岩月慎自委員、笠松和永委員、佐藤元英委員、松本真理子委員
野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

加古三津代教育次長、岡田信管理部長、竹下裕隆学習教育部長
溝口正己生涯学習監、杉浦慶一郎総合教育センター所長、八木亨総務課長
永井勇一財務施設課長、本荘久晃教職員課長、伊藤良一福利課長
森繁雄生涯学習課長、荻原哲哉高等学校教育課長、高田和明義務教育課長
黒谷厚志特別支援教育課長、鈴木裕健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長
橋本礼子教育企画室長、山本雅夫文化財保護室長
稲垣直樹総務課主幹、安藤昌弘教職員課主幹、壁谷幹朗教職員課主幹
坪井基紀高等学校教育課主幹、加藤博之義務教育課主幹
吉田伸一特別支援教育課主幹、稲葉均総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

豊島委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 委員長報告

なし

6 教育長報告

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項1 平成26年春の叙勲候補者の内定について及び報告事項2 公立学校教員の懲戒処分については人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 平成26年春の叙勲候補者の内定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(3) 平成26年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施結果について

荻原高等学校教育課長が、平成26年度の公立高等学校入学者選抜実施結果について報告。

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(豊島委員長)

平成26年度の欠員等の状況を十分に踏まえて、次年度以降の各学校の募集人員を調整してもらいたい。

(4) 愛知県幼児教育研究協議会の協議題について

高田義務教育課長が、平成26・27年度愛知県幼児教育研究協議会の協議題「幼児教育の充実に向けた保育者の資質と専門性の向上について」について報告。

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

現在、行われている幼稚園における教育と保育所における保育には違いがあるものと思うが、この協議会においては、そのような違いをどのように考えていくかについて協議の方向性は定まっているのか。

(高田義務教育課長)

幼稚園の教諭及び保育所の保育士いずれにおいても、幼児の発達過程を十分に理解しながら、子どもたちと信頼関係を築いて幼児教育を進めているが、幼稚園と保育所には、それぞれに良さがあると思う。

幼稚園では、子どもたちの発達に必要な豊かな経験ができるよう計画的に指導し、小学校へ繋げていることが特長であるのに対して、保育園では、保育時間や生活リズムも一人一人の子どもたちで異なることから、それぞれに応じて活動内容を工夫し、子どもたちが意欲的に生活できるよう援助していることが特長であると考えられる。

このようなそれぞれの特長をお互いに学びあっていきたいと考えている。

(岩月委員)

幼い時期であればあるほど家庭や地域の教育力の役割が大きくなるものと考えている。幼稚園教諭や保育士がそれぞれ資質を高めることはもちろん重要であるが、家庭や地域の役割についても協議を進めていただき、社会へ発信してってもらいたい。

(豊島委員長)

それぞれの家庭における教育力が高まるよう、家庭へ向けた発信についても協議を進めてもらいたい。

(5) 平成26年度県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について

黒谷特別支援教育課長が、平成26年度の県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について報告。

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

7 議題及び議事の概要

豊島委員長が各委員に諮り、第11号議案 平成27年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)については、審議会に諮る前の意思決定過程情報であるため、非公開にて審議することとした。

第10号議案 平成27年度使用県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)教科用図書採択の基本方針について

荻原高等学校教育課長が、平成27年度に使用する県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)教科用図書採択の基本方針について請議。

豊島委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(豊島委員長)

基本方針については、前年度からの変更点はないのか。

(荻原高等学校教育課長)

変更点はない。

(岩月委員)

それぞれの各学校の生徒の特性等に最も適した教科用図書が採択されるよう、それぞれの学校の教員が生徒の実態等について十分な調査、研究を行った上で採択してもらいたい。

(荻原高等学校教育課長)

5月に各社から提供される教科用図書について、各学校の教科会において研究するとともに、県内12地区に設置されている教科書研究会において、それぞれの教科用図書が、どのような特性の生徒に向いているのかについて情報交換をしながら、それぞれの学校に最も適した教科用図書を採択していきたいと考えている。

また、教育委員会としても6月初旬に各学校を指導する機会を設けているので、指摘いただいた点については、しっかり指導していきたいと考えている。

第11号議案 平成27年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 通信及び請願

請願第4号 安部内閣が提出した、教育の独立性を破壊する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」に反対の意思を示すことを求める請願

豊島委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

この教育委員会制度改革が動き始めた当初から、教育行政に対する首長の関与が強まることを懸念する声がよく聞かれてきたし、そのことについての不安もなくはない。

これまでの教育委員会制度が、教育の政治的中立性や継続性、安定性の確保を担保し、機能してきたものと思っているが、今回提出された法案においては、こうした教育委員会の重要な機能が首長によって左右されることとなるのか。事務局としてはどのように考えているのか。

(橋本教育企画室長)

現行法においても、首長は予算編成権や教育委員任命権を有しており、日ごろから教育施策について教育委員会と十分に協議を行い、地域における教育の充実を図っていくことが求められている。

今回の改正案では、執行機関としての教育委員会の位置付けや教育委員会と首長の職務権限は従来どおりとなっている。

同時に、首長が施策の大綱を策定するというものをもって、首長に教育委員会の職務権限に属する事務について、「管理又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない」との規定も盛り込まれている。また、首長が設置する総合教育会議は、公開で行われることになっており、地域の教育の方向性についての協議は、公開の場において十分に協議、調整が行われることが想定されている。

こうしたことから今回の法律案が成立した場合においても、これまで地方教育行政において、政治的中立性や継続性、安定性の確保のために教育委員会が果たしている機能は、法令上、基本的に維持されるものと考えている。

(岩月委員)

新しい教育長の任期は3年となっているが、教育委員の任期は4年のままとなっているため、それぞれの教育委員の任期の間には、教育長の任期が終わることになるが、このことによる継続性への支障は何か考えられないか。

(橋本教育企画室長)

現在、教育委員については、それぞれ任期が異なっており、毎年度1、2名の異動となっている。このことは教育の継続性を確保するためのものと考えている。今回の改正によって教育長の任期が3年間になるものの、教育委員会は合議機関であるので、教育委員による議決が何よりも優先されるべきものである。制度の詳細に未だ不明な点があるが、教育委員の任期が従来どおりであることから、継続性は確保されるものと考えている。

(佐藤委員)

今回の教育委員制度改革については、都道府県教育委員会連合会などにおいて、本県教育委員会の考え方を示してきたところであるが、その中でも、教育の中立性や継続性、安定性の確保については、他の都道府県教育委員会と共に最も強く求めてきた点である。

教育がその時々首長の意向によって大きく左右されてはいけないとの考え方において、請願者の主張と変わるところはない。現行の教育委員会制度

においても、首長の意向が教育行政に影響するという事例もあり、今回の教育委員会制度改革によっても、教育委員会が教育の中立性や継続性、安定性は確保のためにしっかり機能することが最も重要なことだと考えている。

新しい教育長は首長が任命することなどが法案に示されたが、今後の運用において現行と大きく変わることになるのか。

(橋本教育企画室長)

教育委員長と教育長を一体化した新教育長については、首長が直接任命・罷免を行うこととされているが、これまでも、教育長については首長が議会の同意を得て教育委員として任命している。

また、新教育長の罷免事由については、従来の教育委員に関して規定される心身の故障、職務上の義務違反等に限定されており、首長にフリーハンドの人事権を与えているものではない。

新教育長は「教育委員会の会務を総理」するとの規定となっているが合議体である教育委員会会議の議決にあたっては、可否同数の場合を除き、他の教育委員と同等の権限を有するにとどまっている。

したがって今回の改正法案が、ただちに「首長は直属の部下である教育長を通じて、支配・介入を強めることができる」ことにはならないと考えている。

(野村教育長)

現行制度においても運用によっては首長の意向が教育行政に影響するという状況はあり得る。今回の制度改革によって、総合教育会議が公開の場で開催され、地域の教育の方向性が協議されることになる。このことは教育行政への首長の意向による影響に対する抑止力になる面もあると思う。制度によって知事の支配・介入についての懸念が強くなるということではないのではないかと考えている。

(豊島委員長)

今回の教育委員会制度改革については、議論を重ねてきたことにより、教育の中立性や継続性、安定性は確保される内容になってきたものと思われる。

首長は選挙で選ばれるので、有権者の考え方が、より問われることになるということだと思う。

9 自由討議

なし

10 その他

- (1) 審議に先立ち、新任事務局職員の自己紹介を行った。
- (2) 年度始めにあたり、豊島委員長からあいさつがあった。
- (3) 内田保氏から、「安部内閣が提出した、教育の独立性を破壊する『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案』に反対の意思を示すことを求める請願」について、口頭陳情したい旨の申し出があり、豊島委員

長が、会議の冒頭、5分以内に限り口頭陳情することを許可した。

(4) 傍聴人 4名